5　許可の取消し等に伴う措置

(一)　第一九条の四の規定は、許可を取り消された者等により、一般廃棄物処理基準等に適合しない一般廃棄物（取り消された許可等に係るものに限る。）の保管が行われていると認められるときについて準用することとした。（第一九条の一〇第一項関係）

(二)　第一九条の五の規定は、許可を取り消された者等により、産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物（取り消された許可等に係るものに限る。）の保管が行われていると認められるときについて準用することとした。（第一九条の一〇第二項関係）

6　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（法律第六二号）（環境省）

1　「特定有害廃棄物等」の範囲の見直しに係る措置

(一)　バーゼル条約（以下「条約」という。）第一条に規定する協定等に基づきその輸出、輸入、運搬及び処分について規制を行う必要がない物であって政令で定めるものを「特定有害廃棄物等」の範囲から除くこととした。（第二条第一項第一号柱書関係）

(二)　条約附属書Ⅰに掲げる物のうち条約附属書Ⅲに掲げる有害特性を有するものであって、処分の目的及び輸出、輸入の別に応じて環境省令で定めるものを「特定有害廃棄物等」に含めるものとし、当該省令の制定時には経済産業大臣に協議することとした。（第二条第一項第一号イ及び同条第三項関係）

(三)　条約締約国において条約に規定する有害廃棄物とされている物であって、当該条約締約国に輸出されるものとして環境省令で定めるものを「特定有害廃棄物等」の範囲に加え、当該省令の制定時には経済産業大臣に協議することとした。（第二条第一項第一号ホ及び同条第三項関係）

2　特定有害廃棄物等の輸出に係る規制の適正化に係る措置

第四条第三項に規定する、輸出承認の際に行う環境大臣による環境汚染防止措置の確認について、その確認する事項を環境省令で定めることとした。（第四条第三項関係）

3　特定有害廃棄物等の輸入の際の輸入承認の免除に係る措置

(一)　輸入の承認免除

再生利用等目的輸入事業者の認定を受けた者が、再生利用等事業者の認定を受けた者が再生利用等を行うために使用する目的で、特定有害廃棄物等を輸入しようとする場合は、輸入の承認を受ける義務を課せられないこととした。（第八条第一項ただし書関係）

(二)　事業者の認定等

(1)　特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、当該輸入の目的が再生利用等事業者の認定を受けた者が行う当該認定に係る再生利用等であること等の要件に適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができることとした。（第一四条第一項関係）

(2)　特定有害廃棄物等の再生利用等を行おうとする者は、当該再生利用等を的確に行うことができる者であること等の要件に適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができることとした。（第一五条第一項関係）

(3)　再生利用等目的輸入事業者の認定を受けた者により輸入された特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行う場合は、移動書類を携帯してしなければならないこととし、また、その他の所要の規定を整備した。（第一六条関係）

4　その他

再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者に係る報告徴収、立入検査、手数料その他の所要の規定の整備を行った。（第一八条第二項、第一九条第二項及び第二〇条関係）

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行することとした。

◇天皇の退位等に関する皇室典範特例法（法律第六三号）（内閣官房）

1　趣旨（第一条関係）

この法律は、天皇陛下が、昭和六四年一月七日の御即位以来二八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、五七歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範（昭和二二年法律第三号）第四条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めることとした。

2　天皇の退位及び皇嗣の即位（第二条関係）

天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位することとした。

3　上皇（第三条関係）

(一)　2により退位した天皇は、上皇とすることとした。

(二)　上皇の敬称は、陛下とすることとした。

(三)　上皇の身分に関する事項の登録、喪儀及び陵墓については、天皇の例によることとした。

(四)　上皇に関しては、(二)及び(三)の事項を除き、皇室典範に定める事項（皇位継承資格及び皇室会議の議員資格に関する事項を除く。）については、皇族の例によることとした。

4　上皇后（第四条関係）

(一)　上皇の后は、上皇后とすることとした。

(二)　上皇后に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太后の例によることとした。

5　皇位継承後の皇嗣（第五条関係）

2による皇位の継承に伴い皇嗣となった皇族に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太子の例によることとした。

6　附則

(一)　この法律の失効（附則第二条関係）

この法律は、この法律の施行の日以前に皇室典範第四条の規定による皇位の継承があったときは、その効力を失うこととした。

(二)　皇室典範の一部改正（附則第三条関係）

皇室典範の附則に、次の規定を新設することとした。

この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二九年法律第六三号）は、この法律と一体を成すものである。

(三)　上皇に関する他の法令の適用（附則第四条関係）

(1)　上皇に関しては、次に掲げる事項については、天皇の例によることとした。

イ　刑法（明治四〇年法律第四五号）の名誉に対する罪に係る告訴及び検察審査会法（昭和二三年法律第一四七号）の規定による検察審査員の職務

ロ　イの事項のほか、皇室経済法（昭和二二年法律第四号）その他の政令で定める法令に定める事項

(2)　上皇に関しては、(1)の事項のほか、警察法（昭和二九年法律第一六二号）その他の政令で定める法令に定める事項については、皇族の例によることとした。

(3)　上皇の御所は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二八年法律第九号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号ホに掲げる施設とみなすこととした。

(四)　上皇后に関する他の法令の適用（附則第五条関係）

上皇后に関しては、次に掲げる事項については、皇太后の例によることとした。

イ　刑法の名誉に対する罪に係る告訴及び検察審査会法の規定による検察審査員の職務

ロ　イの事項のほか、皇室経済法その他の政令で定める法令に定める事項